

平成21年10月13日

第2121号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（453・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（454・福祉政策課）	1
○生活保護法による施術者の指定（455・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定医療機関の変更（456・福祉政策課）	2
○生活保護法による介護機関の指定（457・福祉政策課）	3
○生活保護法による指定介護機関の変更（458・福祉政策課）	3
○漁船損害等補償法による付保義務の発生（459・団体指導室）	3
○保安林予定森林の指定通知（460～463・水と緑の森づくり課）	3
○指定施業要件変更予定通知（464・水と緑の森づくり課）	5

## 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（医務薬事課）	6
○暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の実施（公共建築物活用室）	6

## 教育委員会公告

○社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）	7
----------------------	---

## 収用委員会告示

○土地収用事件の審理の開始（1）	7
○収用の裁決手続の開始の決定（2）	7

## 収用委員会の公示による通知

○土地収用事件の審理の開始の公示による通知	15
-----------------------	----

## 告 示

## 秋田県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
朝日屋薬局	柳 澤 むつ子	鹿角市花輪字上花輪168番地	平成21年4月30日
いちご薬局 横手店	株式会社 トライアート 代表取締役	横手市前郷字八ツ口82	平成21年8月31日
にかほ眼科医院	薫 凱男	にかほ市平沢字田角森66番1号	平成21年7月31日
社会医療法人 明和会 大曲 中通歯科診療所	社会医療法人 明和会 理事長	大仙市大曲上栄町1番9号	平成21年9月23日

## 秋田県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の

2第1号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
朝日屋薬局	柳澤 隆夫	鹿角市花輪字上花輪168番地	調剤薬局	平成21年5月1日
いちご薬局 横手店	株式会社 ノースファーマ 代表取締役	横手市前郷字八ツ口82	調剤薬局	平成21年9月1日
ながぬまけんこう 歯科医院	永沼 範子	大館市曲田字曲田7-6	歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成21年9月1日
にかほ眼科医院	医療法人社団 秋峰会 理事長	にかほ市平沢字田角森66番 1号	眼科	平成21年8月1日
社会医療法人 明和会 大曲中通歯科診療所	社会医療法人 明和会 理事長	大仙市大曲上栄町4番3号	歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成21年9月24日

#### 秋田県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
伊 藤 正 貴	大仙市若竹町32-1	ワカタケ整骨院	大仙市若竹町33-11	柔道整復	平成21年9月7日

#### 秋田県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
訪問看護ステーションおおだてハチ公	社団法人 秋田県 看護協会 会長	大館市片山町三丁目10番51号	大館市大町50番地	大館市片山町三丁目10番51号	平成21年7月13日
ファミリー薬局 鹿角店	ファーマスクエア 株式会社 代表取 締役	鹿角市花輪字下中 高81-6	株式会社 富士 ファミリーファ マシー	ファーマスクエア 株式会社	平成21年9月1日
そよ風薬局 大館店	ファーマスクエア 株式会社 代表取 締役	大館市軽井沢字下 岱20-38	株式会社 富士 ファミリーファ マシー	ファーマスクエア 株式会社	平成21年9月1日
ひまわり薬局 能代店	ファーマスクエア 株式会社 代表取 締役	能代市落合字上悪 土161	株式会社 富士 ファミリーファ マシー	ファーマスクエア 株式会社	平成21年9月1日

## 秋田県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
デイサービスセンターもりたけ	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢 100番地47	認知症対応型通所介護、 介護予防認知症対応型 通所介護	平成21年7月1日
居宅介護支援センターもりたけ	社会福祉法人 双山会 理事長	山本郡三種町森岳字木戸沢 100番地47	居宅介護支援事業	平成21年7月15日
スマイルケアセンター	スマイルサポート合同会社 代表社員	能代市落合字下谷地165番地	居宅介護支援事業	平成21年10月1日
グループホーム美里園	有限会社 山亮 代表取締役	山本郡藤里町藤琴字家の後 135-5	認知症対応型共同生活 介護、介護予防認知症 対応型共同生活介護	平成21年8月1日
雄勝調剤薬局	株式会社 ファーマックス 代表取締役	湯沢市山田字勇ヶ岡31	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理 指導	平成21年9月1日

## 秋田県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
訪問介護センターひまわり	株式会社 フィール・ライフ 代表取締役	大館市清水四丁目1-95-7 ソフィアA-103	大館市御成町二丁目4-28	大館市清水四丁目1-95-7 ソフィアA-103	訪問介護、 介護予防訪問介護	平成21年7月1日
訪問看護ステーションおだてハチ公	社団法人 秋田県看護協会 会長	大館市片山町三丁目10番51号	大館市大町50番地	大館市片山町三丁目10番51号	訪問看護、 介護予防訪問看護	平成21年7月13日

## 秋田県告示第459号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

天王加入区

## 秋田県告示第460号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 鹿角市八幡平字湯瀬堰根口46、48の15、52の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯瀬堰根口46・52の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 秋田県告示第461号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 北秋田市新田目字上悪土149、155、156、164
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上悪土149・155・156・164（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 秋田県告示第462号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 秋田市河辺岩見字会沢4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**秋田県告示第463号**

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 秋田市雄和神ヶ村字舟卸108、宇杉腰186
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**秋田県告示第464号**

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 大仙市・仙北郡美郷町・横手市（以上2市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大仙市・仙北郡美郷町・横手市（以上2市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大仙市・仙北郡美郷町・横手市（以上2市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 大仙市・仙北郡美郷町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大仙市・仙北郡美郷町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大仙市・仙北郡美郷町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、仙北地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
地方独立行政法人秋田県立病院機構財務会計システム導入業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
健康福祉部医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年8月3日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立情報システムズ秋田支店 秋田市山王二丁目2番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
38,850,000円
- 6 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当。

暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品名、仕様及び購入予定数量  
灯油（日本工業規格1号） 40,000リットル  
重油（日本工業規格1種1号） 90,000リットル
  - (2) 契約期間  
契約した日から平成22年3月31日（水）まで
  - (3) 納入場所  
秋田県庁
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県出納局会計管財課公共建築物活用室（電話番号018-860-2734）
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10月13日（月）から同月21日（水）までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所  
平成21年10月21日（水）午前11時  
秋田県庁地下1階会計管財課入札室
- 5 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
  - (1) 入札の方法  
入札は油種ごとに実施する。  
入札金額は1リットル当たりの単価とする。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 教育委員会公告

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和35年秋田県教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月13日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 (1) 現住所 秋田県秋田市広面字長沼307番地  
(2) 氏名 伊藤 禎倫  
(3) 生年月日 昭和47年11月17日  
(4) 認定年月日 平成21年10月7日
- 2 (1) 現住所 秋田県大仙市板見内字小荒巻36番地  
(2) 氏名 大河 善晴  
(3) 生年月日 昭和51年5月21日  
(4) 認定年月日 平成21年10月7日
- 3 (1) 現住所 秋田県秋田市河辺三内字繫沢5-6  
(2) 氏名 鎌田 英智  
(3) 生年月日 昭和48年6月27日  
(4) 認定年月日 平成21年10月7日

## 収用委員会告示

### 秋田県収用委員会告示第1号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成21年7月6日に申請のあった秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成21年10月13日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 審理開始の期日 平成21年12月21日 午後2時30分
- 2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 総庁大会議室2

### 秋田県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成21年10月13日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称  
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 2 事業の種類 秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	登記簿上	実 測	
秋田県秋田市大町五丁目	295番 1	宅 地	185.91	173.77	55.76

## 4 土地所有者の氏名及び住所

持分700分の98の土地所有者

不明

ただし、土地登記名義人 川村芳五郎他11人の相続人（別記1のとおり）

又は、土地の登記名義人川村マツ、川村ハツ、佐野常吉、川村精一及び川村カメノの持分に係る処分禁止の仮処分の債権者帯谷文平の相続人（別記2のとおり）

又は、占有権者小松義弘 秋田県秋田市大町五丁目7番35号

持分700分の602の土地所有者

小松義弘 秋田県秋田市大町五丁目7番35号

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類	備 考
佐 藤 辨 治	住所不明。ただし、登記簿上の住所は秋田市室町1番地	賃借権	川村マツ持分に係る
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	抵当権	
株式会社 秋田銀行	秋田県秋田市山王三丁目2番1号	抵当権	
大 浦 淑 子	北海道虻田郡洞爺湖町清水434番地ケアハウスふるりの丘	抵当権	
西 岡 絵 里	北海道標津郡中標津町西三条北八丁目8番地	抵当権	
重 岡 美 帆	東京都稲城市若葉台一丁目23番地若葉台ザ・レジデントパークス815号	抵当権	
佐 藤 美 子	秋田県秋田市下新城中野字街道端西89番地の178	抵当権	
妹 尾 玲 美	山形県山形市本町二丁目4番2号	抵当権	
佐 藤 謙 二	滋賀県湖南市吉永244番地37	抵当権	
武 田 敏 子	宮城県仙台市青葉区中山六丁目9番8号	抵当権	
大 橋 妙 子	山形県米沢市福田町一丁目2番1号	抵当権	
佐 藤 英 昭	東京都練馬区豊玉中四丁目12番1-122号	抵当権	
内 藤 榮	神奈川県鎌倉市二階堂267番地72	抵当権	
武 藤 三 治	住所不明。ただし、登記簿上の住所は東京市神田区駿河台鈴木町17番地	抵当権仮登記	

## 6 裁決手続きの開始を決定した日

平成21年9月30日

## 別記1

## 1 土地登記名義人川村芳五郎の相続人

氏 名	持 分	住 所
越中谷 壽 生	300分の1	東京都大田区南馬込五丁目10番15号花岡方
村 上 寛 子	300分の1	千葉県市川市香取二丁目10番3号206室（ソシアル行徳）



川 村 キ ク	300分の1	秋田県秋田市土崎港北一丁目1番8号
田 中 悦 子	1,200分の1	秋田県秋田市高陽青柳町16番23号
白 川 佳 子	1,200分の1	秋田県秋田市濁川字草刈場1番地78
川 村 雅 子	2,400分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 崇	7,200分の1	東京都大田区大森北二丁目12番3-602号
川 村 亜 紀	7,200分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 奈 緒	7,200分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 紳 二	1,200分の1	宮城県黒川郡富谷町日吉台一丁目26番地8
志 賀 英 一	600分の1	千葉県白井市南山一丁目2番3棟302号
横 山 京 子	600分の1	秋田県秋田市新屋日吉町1番9号
志 賀 恵 二	600分の1	東京都八王子市絹ヶ丘一丁目30番11号
志 賀 新 一	600分の1	秋田県秋田市新屋元町18番31号

## 2 土地登記名義人川村精一の相続人

氏 名	持 分	住 所
川 村 美紀子	400分の1	秋田県秋田市八橋大畑一丁目8番33-902号
川 村 一 晴	1,200分の1	山形県酒田市高見台二丁目21番地の15アーケヒルズ306号
大 川 康 子	1,200分の1	東京都荒川区荒川一丁目39番11-1904号
加 藤 郁 子	1,200分の1	秋田県秋田市檜山大元町10番14号
高 橋 恵 美	200分の1	秋田県秋田市将軍野東二丁目12番32号
川 村 高 久	200分の1	秋田県秋田市中通四丁目14番24号丸秋ビル402号
山 田 富 美	200分の1	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾六丁目32番17-303号

## 3 土地登記名義人川村彦太郎の相続人

氏 名	持 分	住 所
前 田 イ ヨ	600分の1	秋田県秋田市土崎港南三丁目10番1号
大 場 カ ツ	600分の1	秋田県秋田市牛島東五丁目9番46号
川 村 泰 三	600分の1	秋田県秋田市東通館ノ越17番18号
川 村 正 男	600分の1	秋田県秋田市柳田字竹生168番地竹生寮

## 4 土地登記名義人川村弘の相続人

氏 名	持 分	住 所
-----	-----	-----

越中谷 壽 生	2,100分の1	東京都大田区南馬込五丁目10番15号花岡方
村 上 寛 子	2,100分の1	千葉県市川市香取二丁目10番3号206室 (ソーシャル行徳)
前 田 イ ヨ	4,200分の1	秋田県秋田市土崎港南三丁目10番1号
大 場 カ ッ	4,200分の1	秋田県秋田市牛島東五丁目9番46号
川 村 泰 三	4,200分の1	秋田県秋田市東通館ノ越17番18号
川 村 正 男	4,200分の1	秋田県秋田市柳田字竹生168番地竹生寮
柴 田 肇	340,200分の1	東京都小平市学園東町29番地の15
本 林 邦 子	340,200分の1	東京都杉並区西荻北三丁目7番5号
佐 藤 郁 子	340,200分の1	千葉県船橋市習志野台四丁目49番13号
清 水 恵 子	113,400分の1	大阪府守口市河原町10番15-7006号
湊 敦 子	226,800分の1	東京都武蔵野市西久保一丁目13番10号
島 田 裕 子	453,600分の1	茨城県土浦市田中三丁目1番14-206号(フォルテコート土浦Ⅱ)
金 子 夕 快子	453,600分の1	東京都世田谷区上北沢一丁目40番13-303号
泉 澄 子	113,400分の1	東京都練馬区下石神井一丁目18番13号
小田嶋 春 夫	113,400分の1	東京都練馬区南田中四丁目26番5号
小田嶋 久 子	226,800分の1	秋田県秋田市横森四丁目2番20号
小田嶋 明 彦	680,400分の1	埼玉県草加市北谷二丁目30番41号
小田嶋 道 江	680,400分の1	東京都江戸川区瑞江二丁目6番9号C O C O P A L M S 601
小田嶋 真 人	680,400分の1	神奈川県横須賀市林二丁目1番5号コウジイーコート301
若 月 克 子	37,800分の1	秋田県秋田市檜山川口境12番40号
川 村 昌 子	56,700分の16	秋田県秋田市豊岩豊巻字居使156番地
川 村 暢 亮	56,700分の16	東京都大田区山王一丁目19番15-805号
齋 藤 美 恵子	56,700分の16	秋田県秋田市外旭川字神田787番地13
高 遠 祥 子	113,400分の1	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東三丁目18番1-804号
松 田 洋 子	113,400分の1	秋田県秋田市千秋北の丸5番72号
金 澤 三 紀子	113,400分の1	東京都府中市多磨町一丁目10番地の4
木 村 ヒカル	25,200分の17	神奈川県横浜市金沢区片吹45番18号
大宮司 貴美子	25,200分の1	宮城県宮城郡松島町松島字町頭23番地の3
松 尾 博 光	25,200分の1	東京都日野市南平五丁目33番地の37
松 尾 静 子	6,300分の1	東京都杉並区本天沼一丁目7番9号

松 尾 禮 子	25,200分の1	東京都日野市南平五丁目33番地の37
岩 谷 利 子	2,100分の1	秋田県秋田市土崎港中央四丁目4番3号
三 浦 洋 子	2,100分の1	秋田県秋田市土崎港中央二丁目9番22号
川 村 祐 子	4,200分の2	秋田県秋田市大町五丁目7番28号
品 田 牧 子	4,200分の1	千葉県茂原市茂原1551番地20
川 村 幹 彦	4,200分の1	秋田県秋田市旭南三丁目7番16号秋銀旭南第二家族寮302号

## 5 土地登記名義人川村三郎の相続人

氏 名	持 分	住 所
岩 谷 利 子	2,100分の7	秋田県秋田市土崎港中央四丁目4番3号
三 浦 洋 子	2,100分の7	秋田県秋田市土崎港中央二丁目9番22号

## 6 土地登記名義人川村静子の相続人

氏 名	持 分	住 所
木 村 ヒカル	3,600分の17	神奈川県横浜市金沢区片吹45番18号
大宮司 貴美子	3,600分の1	宮城県宮城郡松島町松島字町頭23番地の3
松 尾 博 光	3,600分の1	東京都日野市南平五丁目33番地の37
松 尾 静 子	6,300分の7	東京都杉並区本天沼一丁目7番9号
松 尾 禮 子	3,600分の1	東京都日野市南平五丁目33番地の37

## 7 土地登記名義人川村ユキの相続人

氏 名	持 分	住 所
柴 田 肇	48,600分の1	東京都小平市学園東町29番地の15
本 林 邦 子	48,600分の1	東京都杉並区西荻北三丁目7番5
佐 藤 郁 子	48,600分の1	千葉県船橋市習志野台四丁目49番13号
清 水 恵 子	16,200分の1	大阪府守口市河原町10番15-7006号
湊 敦 子	32,400分の1	東京都武蔵野市西久保一丁目13番10号
島 田 裕 子	64,800分の1	茨城県土浦市田中三丁目1番14-206号(フォルテコート土浦Ⅱ)
金 子 夕快子	64,800分の1	東京都世田谷区上北沢一丁目40番13-303号
泉 澄 子	16,200分の1	東京都練馬区下石神井一丁目18番13号
小田嶋 春 夫	16,200分の1	東京都練馬区南田中四丁目26番5号
小田嶋 久 子	32,400分の1	秋田県秋田市横森四丁目2番20号

小田嶋 明 彦	97,200分の1	埼玉県草加市北谷二丁目30番41号
小田嶋 道 江	97,200分の1	東京都江戸川区瑞江二丁目6番9号COCOPALMS601
小田嶋 真 人	97,200分の1	神奈川県横須賀市林二丁目1番5号コウジィーコート301
若 月 克 子	5,400分の1	秋田県秋田市橋山川口境12番40号
川 村 昌 子	56,700分の112	秋田県秋田市豊岩豊巻字居使156番地
川 村 暢 亮	56,700分の112	東京都大田区山王一丁目19番15-805号
齋 藤 美 恵 子	56,700分の112	秋田県秋田市外旭川字神田787番地13
高 遠 祥 子	16,200分の1	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東三丁目18番1-804号
松 田 洋 子	16,200分の1	秋田県秋田市千秋北の丸5番72号
金 澤 三 紀 子	16,200分の1	東京都府中市多磨町一丁目10番地の4

## 8 土地登記名義人川村アキの相続人

氏 名	持 分	住 所
越中谷 壽 生	150分の1	東京都大田区南馬込五丁目10番15号花岡方
村 上 寛 子	150分の1	千葉県市川市香取二丁目10番3号206室 (ソーシャル行徳)

## 9 土地登記名義人佐野庄七郎の相続人

氏 名	持 分	住 所
佐 野 淑 子	1,800分の9	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町一丁目30番地
佐 野 秀 明	1,800分の3	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町一丁目30番地
佐 野 好 博	1,800分の3	神奈川県横浜市鶴見区本町通四丁目173番地14ニッコーハイツ本町107
佐 野 孝 明	1,800分の3	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町一丁目30番地
大 野 太 美	1,800分の9	新潟県新潟市中央区南長潟29番23号
大 野 エミ子	1,800分の9	新潟県新潟市中央区南長潟29番23号

## 10 土地登記名義人川村カメノの相続人

氏 名	持 分	住 所
川 村 美 紀 子	400分の1	秋田県秋田市八橋大畑一丁目8番33-902号
川 村 一 晴	1,200分の1	山形県酒田市高見台二丁目21番地の15アーケヒルズ306号
大 川 康 子	1,200分の1	東京都荒川区荒川一丁目39番11-1904号
加 藤 郁 子	1,200分の1	秋田県秋田市橋山大元町10番14号
高 橋 恵 美	200分の1	秋田県秋田市将軍野東二丁目12番32号
川 村 高 久	200分の1	秋田県秋田市中通四丁目14番24号丸秋ビル402号

山 田 富 美	200分の1	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾六丁目32番17-303号
---------	--------	----------------------------

## 11 土地登記名義人川村芳雄の相続人

氏 名	持 分	住 所
越中谷 壽 生	900分の1	東京都大田区南馬込五丁目10番15号花岡方
村 上 寛 子	900分の1	千葉県市川市香取二丁目10番3号206室 (ソーシャル行徳)
川 村 キ ク	900分の1	秋田県秋田市土崎港北一丁目1番8号
田 中 悦 子	3,600分の1	秋田県秋田市高陽青柳町16番23号
白 川 佳 子	3,600分の1	秋田県秋田市濁川字草刈場1番地78
川 村 雅 子	7,200分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 崇	21,600分の1	東京都大田区大森北二丁目12番3-602号
川 村 亜 紀	21,600分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 奈 緒	21,600分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 紳 二	3,600分の1	宮城県黒川郡富谷町日吉台一丁目26番地8
志 賀 英 一	1,800分の1	千葉県白井市南山一丁目2番3棟302号
横 山 京 子	1,800分の1	秋田県秋田市新屋日吉町1番9号
志 賀 恵 二	1,800分の1	東京都八王子市絹ヶ丘一丁目30番11号
志 賀 新 一	1,800分の1	秋田県秋田市新屋元町18番31号

## 12 土地登記名義人川村龍男の相続人

氏 名	持 分	住 所
川 村 キ ク	300分の1	秋田県秋田市土崎港北一丁目1番8号
田 中 悦 子	1,200分の1	秋田県秋田市高陽青柳町16番23号
白 川 佳 子	1,200分の1	秋田県秋田市濁川字草刈場1番地78
川 村 雅 子	2,400分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 崇	7,200分の1	東京都大田区大森北二丁目12番3-602号
川 村 亜 紀	7,200分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 奈 緒	7,200分の1	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目21番地の1 県営七北田住宅808
川 村 紳 二	7,200分の1	宮城県黒川郡富谷町日吉台一丁目26番地8

## 別記2

## 1 帯谷文平の相続人のうち2及び3以外の者

氏 名	持 分	住 所
-----	-----	-----

帯 谷 一 郎	352,800分の2,450	神奈川県川崎市高津区溝口二丁目23番15号
帯 谷 榮 次	352,800分の2,450	北海道足寄郡足寄町下愛冠一丁目4番地
帯 谷 ヒ デ	1,058,400分の7,350	北海道足寄郡足寄町中矢614番地1
帯 谷 千代吉	1,058,400分の2,450	北海道足寄郡足寄町中矢614番地1
大 内 佳代子	1,058,400分の2,450	北海道足寄郡足寄町中矢186番地
瘡 師 紀代子	1,058,400分の2,450	北海道河西郡芽室町坂の上11線44番地4
吉 野 光 子	29,400分の294	東京都小金井市中町四丁目10番9号
青 柳 威	352,800分の2,450	栃木県小山市神山二丁目5番4号
青 柳 成 幸	352,800分の2,450	神奈川県横浜市磯子区洋光台三丁目27番40号
帯 谷 ツ ネ	705,600分の4,900	神奈川県川崎市高津区久本三丁目6番3-410号
帯 谷 亘	705,600分の2,450	大阪府大阪市住吉区千鉢二丁目8番22-1001号
帯 谷 尚	705,600分の2,450	東京都板橋区前野町六丁目2番1-501号ミオカステークときわ台セレーノ
小 林 静 子	352,800分の4,900	東京都渋谷区神泉町17番6号
帯 谷 喜 代	705,600分の2,450	神奈川県川崎市中原区木月三丁目15番23号
西 元 章 子	705,600分の2,450	神奈川県横浜市戸塚区名瀬町800番地11戸塚名瀬パークホームズ参番館303号
帯 谷 信 雄	705,600分の2,450	神奈川県川崎市中原区井田中ノ町39番1号セキネビル204
家 永 て い	170,100分の294	東京都江東区東陽四丁目5番16-303号
家 永 昌 彰	170,100分の294	香川県丸亀市綾歌町富熊5042番地1
田 中 常 子	170,100分の588	岐阜県岐阜市諏訪山三丁目17番10号
原 田 清 子	170,100分の2,352	東京都江東区辰巳一丁目2番3-404号
鈴 木 好 雄	37,800分の98	千葉県市原市瀬又943番地の54

2 帯谷文平の相続人飯塚つねの相続人 不明。ただし、次に掲げる者が当該事実関係を立証した場合はその者

氏 名	持 分	住 所
池 田 きみ子	113,400分の196	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市サウデ区アラレ街324番
イイズカ・モニカ・アヤコ	226,800分の196	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市ジャルジン・クリマックス区ハンズ・マレール街21番
イイズカ・マリア・トシコ	226,800分の98	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市ジャルジン・クリマックス区ハンズ・マレール街21番
イイズカ・オズワルド	226,800分の98	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市ジャルジン・クリマックス区ハンズ・マレール街21番
イイズカ・ユウジ	113,400分の196	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市シダーデ・ヴァルガス区コルネリオ・ピーレス167番
カワノ・チエコ	113,400分の196	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市ヴィラ・テオドーロ区プロフェソール・アルジェミール・ルース街4番

ドゥシニ・アドリアナ ナ・イイズカ	340,200分の196	ブラジル国サンパウロ州サンベルナルド・ド・カンボ市セントロ区フランシスコ・プレステス・マイア大通り714番アパートメント174号A街区
イイズカ・ルイス・カルロス	340,200分の196	ブラジル国サンパウロ州サンベルナルド・ド・カンボ市アスンソン区ブラッサ・ジオヴァーニ・ブレダ1890番アパートメント23号2街区
イイズカ・アンドレア	340,200分の196	ブラジル国サンパウロ州サンベルナルド・ド・カンボ市アスンソン区ブラッサ・ジオヴァーニ・ブレダ1890番アパートメント23号2街区
イイズカ・ユリコ	226,800分の196	ブラジル国サンパウロ州グアルリョス市コンデ・ド・エスピリト・サント区オダイール・サンチネーレ大通り800番アパートメントA22号16街区
ウエダ・アンドレア・ケイコ・イイズカ	226,800分の98	三重県鈴鹿市西条二丁目23番2号ラ・フォーレ西条A棟2-D
タノウエ・ダニエラ・サユリ・イイズカ	226,800分の98	ブラジル国サンパウロ州グアルリョス市コンデ・ド・エスピリト・サント区オダイール・サンチネーレ大通り800番アパートメントA22号16街区

3 帯谷文平の相続人原田三郎の相続人 不明。ただし、次に掲げる者が当該事実関係を立証した場合はその者

氏 名	持 分	住 所
原 田 アヤ子	340,200分の1,176	ブラジル国サンパウロ州サンベルナルド・ド・カンボ市パウリセイア区M. M. D. C. 街611番アパートメント93号シエロ街区
スズキ・ハツエ	340,200分の392	住所不明
ヨシカワ・ミツコ	340,200分の392	住所不明
ヨシカワ・ヨシコ	340,200分の392	住所不明
モリカワ・エミコ	340,200分の392	住所不明
ハラダ・ミノル	340,200分の392	住所不明
フサトガワ・クニコ	340,200分の392	住所不明

### 収用委員会の公示による通知

#### 収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成21年11月1日をもってその通知があったものとみなされる。

平成21年10月13日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 事件名  
秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称  
平成21年10月2日付け秋収委-78「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者  
秋田県秋田市大町五丁目295番1の土地の所有者  
スズキ・ハツエ 住所不明  
ヨシカワ・ミツコ 住所不明  
ヨシカワ・ヨシコ 住所不明  
モリカワ・エミコ 住所不明  
ハラダ・ミノル 住所不明  
フサトガワ・クニコ 住所不明

秋田県秋田市大町五丁目295番1の土地の関係人

武藤 三治  
佐藤 辨治

住所不明。ただし、登記簿に記録された住所は、東京市神田区駿河台鈴木町17番地  
住所不明。ただし、登記簿に記録された住所は、秋田市室町1番地

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号